

海外ピクアス 法のトピック

ネーダーグループの原子力発電所閉鎖の訴訟

無気味な

「エネルギー危機」がささやかれる中で、原子エネルギーの存在が検討しなおされようとしているが、米

国では、さる五月末、「現在操業中の原子力発電所は危険きわまりないため、ただちに閉鎖せよ」という民事訴訟がニューヨークの連邦地方裁判所(Federal District Court)に出され、現在、その口頭弁論が進められている。

この訴えを出したのは、消費者運動の旗手として日本でも知られたラルフ・ネーダーと

「Friends of the Earth(地球の友だち)」と呼ばれる環境保護グループ(本部・カリフォルニア)だ。一九ページにわたる訴状は、

「米国のAEC(Atomic Energy Commission=原子力委員会)は、原子力法(Artonic Energy Act)に違反して、過去数年間、安全性をいじめるしく欠いた原子力発電所の操業認可を与えてきた。このため、周辺地域の住民は、広島に落された原子爆弾の数千倍にも匹敵する放射能汚染の危険にさらされている。」と述べ、このため、危険な二〇箇所の原子力発電所の閉鎖を求めている。

米国で原子力発電所第一号が稼動したのは一九五一年。当時

の計画では、西暦二〇〇〇年までに全米に一〇〇箇所の原子力発電所を建設し、将来の電力需要に対処しようというものだったが、二二年後の現在、国内に建設された原子力発電所はわずか三二箇所。このままでは、一〇〇箇所の建設さえ、夢のまた夢になりかねない状態にある。

建設計画がこのように大幅な立ち遅れをみせている第一の原因は、いうまでもなく安全性と環境破壊に不安を抱く地域住民の根強い建設反対の運動にあるためだ。

しかし、今回、ラルフ・ネーダーと環境保護グループがおこした民事訴訟は、これら住民パワーの反対運動に比べ、原子力

発電所の閉鎖そのものを求めているだけに、問題は大きく、かつ複雑だ。

ラルフ・ネーダーらが訴訟のよりどころとしている米国の「原子力法」は四六年に制定され、五四年に改正されたものだが、同法は原子力発電所の動力炉には厳しい安全基準を設け、地域住民の健康保護と安全性に欠けることが明らかになった場合、AECに民間原子力発電所の操業認可を取り消すように求めている。

そして、今回の訴訟では、米国で開発され、もっとも代表的な動力炉の一種、軽水炉が原子力法で定められた安全基準を満足させるものではなく、それゆえ、同炉を使用している原子力発電所は閉鎖の対象になるというものだ。

これに対し、AECの答弁は「米国の原子力発電所は、これ

まで目立った大きな事故もなく操業されているため、これを停止するいかなる理由も見当たらない。動力炉についてさまざまなき意見があつてしかるべきだ」としながらも、「AECはそのさまざまなき意見を拝聴する用意がある」と低姿勢だ。これはAECの委員の中にも、ラルフ・ネーダーらのグループに同調するものがあるためとみられている。

今回、閉鎖を求められた原子力発電所はニューヨーク州など一二州にまたがり、その供給電力も全米需要の約三%を占めるに過ぎないが、判決の結果によっては、米国の原子力計画にまたも後退を余儀なくさせ、エネルギー転換の問題を一層窮地に追い込みかねないことになる。

(A)